

桜井市部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び桜井市人権擁護に関する条例（平成6年10月桜井市条例第27号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない桜井市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるとともに、全ての人に優しい社会の実現を目指すものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者及び通勤し、又は通学する者及び来訪者
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するために国、県、関係機関団体等との連携を図りつつ、部落差別の解消のため、次に掲げる施策を、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- (1) 全ての世代に対する必要な啓発、教育等の実施
- (2) 相談体制の充実
- (3) 推進体制の充実
- (4) その他市長が必要と認める施策

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重するとともに、市の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。